平成２５年（フ）第４１号
熊本県球磨郡錦町大字一武2195番地７
債務者　金光　順吉
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２５年（フ）第５４４号
静岡県浜松市中区和合町27番地の１　Ｔ・スクエアー118号
債務者　丹原　喜一
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５５３号
栃木県宇都宮市今泉町29番地１　加藤ハイツ203号、前住所青森県弘前市大字撫牛子２丁目５番地23
債務者　佐野　高広
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５７７号
栃木県宇都宮市戸祭３丁目２番14号
債務者　田中　昭一
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１０７号
栃木県小山市大字松沼671番地１
破産者　株式会社森田建設
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第１１０４号
札幌市清田区真栄１条２丁目８番３号
破産者　株式会社Ａｔｏｎｃｅ
1　決定年月日　平成25年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３７４号
名古屋市西区長先町41番地
破産者　有限会社シンホリ工房
1　決定年月日　平成25年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３７７号
名古屋市東区豊前町３丁目38番２号マ・メゾン豊前203
破産者　株式会社ライジングワールド
1　決定年月日　平成25年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４４１号
大分県宇佐市安心院町下毛2032番地
破産者　株式会社アビ・ヒサツネ
1　決定年月日　平成25年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３３６号
大分県由布市湯布院町中川字梅ノ木田1141番２
破産者　株式会社薫風
1　決定年月日　平成25年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１２７号
北海道枝幸郡浜頓別町北１条１丁目25番地
破産者　有限会社和合印刷
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１９号
青森市大字駒込字月見野366番２号
破産者　株式会社デンサンフオーム
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３３号
岩手県北上市鬼柳町満屋103番１
破産者　株式会社岩手日建工業
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１１０号
山形県長井市時庭830番地
破産者　有限会社大場組
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第３６号
山形県西置賜郡白鷹町大字十王1795番地
破産者　ホーク電子株式会社
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第４６３号
埼玉県熊谷市池上732番地４
破産者　株式会社ワールドスタッフ
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２０年（フ）第８０５号
横浜市港北区綱島西２丁目３番２号
破産者　株式会社オフィング
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３２号
富山県高岡市宝町２番11号
破産者　有限会社美音福
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１９２号
徳島県徳島市南二軒屋町１丁目２番60号ハイツキャロル107号、開始決定時の住所香川県高松市末広町３番地11、住民票上の住所香川県高松市郷東町796番地49
破産者　大岡　久純
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続終結

平成２５年（フ）第３３号
千葉県市川市大野町３丁目105番地
破産者　有限会社たいら
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係